

サンケア入江運営規程

この規程は、社会福祉法人 Flower が設置、経営するサンケア入江の利用について必要な事を定め、(介護予防)短期入所生活介護の円滑な運営を図ることを目的とする。

第一章

事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようなサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 当事業所において提供する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供は、介護保険法(平成9年法律第123号以下「法」という。)並びに関係する省令、告示等に定めるところによる。

3 事業の実施にあたっては関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・ 名 称 サンケア入江
- ・ 所在地 金沢市入江3丁目153番地2

第二章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定(介護予防)短期入所生活介護に従事する職員の職種、員数は次のとおりとする。

1 管理者 1名(常勤兼務)

従事者管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元に行い、従事者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

2 医師(非常勤) 1名

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

3 生活相談員 1名(常勤専従)

利用者、その家族に対する相談援助業務ならびに関係機関との連絡調整を行う。

利用者が有する能力、そこに置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにするための(介護予防)短期入所生活介護計画の取りまとめを行う。

4 介護職員又は看護職員 10名以上

看護職員は利用者の病状、心身の状況の把握に努め、(介護予防)短期入所生活介護計画などに基づき必要な看護業務を行う。

介護職員は利用者の日常生活の状況の把握に努め、(介護予防)短期入所生活介護計画などに基づき必要な介護業務を行う。

5 栄養士 1名以上

利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。

7 機能訓練指導員 1名以上(兼務)

(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。

8 事務員・調理員等 必要に応じ配置する。

第三章 利用定員

(利用定員)

第5条 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用定員は30名(1ユニット10名)とする。

(定員の遵守)

第6条 事業者は、災害その他やむを得ない事情を除き、第5条に掲げる利用定員及び居室の定員以上の利用者に対し同時に(介護予防)短期入所生活介護の提供を行わない。

第四章 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容、手続きの説明及び同意)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、文書にて利用申込者の同意を得る。

2 前項の規程により同意を得た場合、別に定める指定(介護予防)短期入所生活介護利用契約書を

取り交わすものとする。

3 事業の内容を以下の通りとする。

- ・介護サービス(入浴・排泄・口腔ケア・整容等)
- ・食事サービス
- ・機能訓練
- ・健康管理
- ・相談援助
- ・送迎

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 居室が空いていない場合、利用の必要がない場合等の、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業者は、当該事業所の通常の見送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適切な居宅サービス事業所等の紹介その他必要な措置を講ずる。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及び要介護(要支援)認定の有効期間を確かめる。

- 2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は、当該認定審査会意見に配慮して指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に努める。

(要介護(要支援)認定の申請に係る援助)

第11条 利用の際に要介護(要支援)認定等を受けていない利用申込者について要介護(要支援)の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護(要支援)等の更新の申請が遅くとも要介護(要支援)認定の有効期間の満了30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支

援事業者(地域包括支援センター)等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の開始及び終了)

第13条 事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供の開始から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の取扱方針)

第14条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第15条 管理者は、概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用する指定(介護予防)短期入所生活介護の継続性に配慮して、他の従事者と協議の上、指定(介護予防)短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 (介護予防)短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書にて同意を得る。
- 4 管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)短期入所生活介護計画書を利用者に交付する。
- 5 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては利用者の人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、その(介護予防)短期入所生活介護計画に従い、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供するものとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、当該サービスの提供日、内容および当該サービスについて介護保険法の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

(介護)

第17条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮したものとするとともに次の時間に提供する。

- ・ 朝食 7時45分～
- ・ 水分補給 10時00分～
- ・ 昼食 12時00分～
- ・ おやつ 15時00分～
- ・ 夕食 17時30分～

- 2 利用者の自立の支援に考慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

(機能訓練)

第19条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第20条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じ健康保持の為の適切な措置をとる。

(相談及び援助)

第21条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言および援助を行う。

(その他のサービス提供)

第22条 事業者は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料等の受領)

第23条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、食材料費及び利用者において通常必要とする物品等の購入などに要する費用については契約者の負担とし、その額は別に定める。

4 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書にて同意を受けるものとする。

5 指定(介護予防)短期入所生活介護利用の中止(キャンセル)については、初日の該当食費相当額をキャンセル料として支払いを受けるものとする。

※ ただし、前日までのキャンセルについては発生しない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)短期入所生活介護に係る費用の支払いを受けた場合はその提供した指定(介護予防)短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 通常送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第25条 通常の送迎実施地域は、金沢市、内灘町、津幡町、野々市市及び白山市とする。

※ ただし、上記地域外については、別途料金(片道1kmあたり100円)とする。

第六章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第26条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員などと共に日

課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(施設環境の維持)

第27条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第28条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ・ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ・ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ・ 喫煙を施設内の決められた場所以外ですること。
- ・ 飲酒すること。(原則)

第七章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第29条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供中、利用者の病状に急変または緊急事態が生じた場合、嘱託医が在所中の場合、当該嘱託医に診療を求め、不在のときは看護職員は臨時応急の手当を行い、社会福祉法人 Flower が定めた協力医療機関へ連絡するなど適切な措置を講じた後、速やかに当該利用者の家族並びにかかりつけ医に連絡し、管理者に報告する。

(協力病院等)

第30条 受診を必要とする利用者のための協力医療機関は重要事項説明書に定めるとおりである。

(事故発生時の対応)

第31条 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第八章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 事業者は、利用者の特性及び当該事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知する。また、施設防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。また、火気、消防等の責任者は管理者が行うものとする。

第九章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用者に対する市町への通知)

第33条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞なく、意見を付してその旨を市町に通知する。

- ・ 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ・ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第34条 利用者に対し、適切な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することができるよう、従事者の勤務体制を別に定める。

- 2 施設の従事者によって指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する。
- 3 従事者に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
 - ・ 採用時研修
 - ・ 年1回の研修など

(衛生管理等)

第35条 利用者に使用する食器その他設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めまたは衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じる。

(掲示)

第36条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用者その他指定(介護予防)短期入所生活介護の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第37条 従事者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上で知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

※ なお、上記内容については、退職後も継続する。

(広告)

第38条 虚偽または誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 居宅介護支援事業者またはその従事者に対し、特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

(苦情処理)

第40条 指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口を設置する。

- 2 苦情処理担当者は苦情を受付けた場合には、当該苦情等の内容を記録する。
- 3 指定(介護予防)短期入所生活介護に関し介護保険法の規定による市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または市町職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町からの指導または助言を受けた場合は指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。
- 5 指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(会計の区分)

第41条 指定(介護予防)短期入所生活介護の会計をその他の事業の会計と区分する。

(地域との連携)

第42条 指定(介護予防)短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第43条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 Flower が定めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。